

徳島県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
3910010		碁の浦	ゴノウラ	1	鳴門市	鳴門市	北 灘		○			S27.4.7				
3910020		三津	ミツ	1	鳴門市	鳴門市	北 灘		○			S30.10.21				
3910030		大浦	オオウラ	1	鳴門市	鳴門市	北 灘	2	◎		○	S27.4.7				
3910040		櫛木	クシキ	1	鳴門市	鳴門市	北 灘		○			S27.4.7				
3910050		日出	ヒユウテ	1	鳴門市	鳴門市	堂 浦		○			S27.4.7				
3910060		撫佐	ムサ	1	鳴門市	鳴門市	室 撫 佐		○			S28.3.5				
3910070		室	ムロ	1	鳴門市	鳴門市	室 撫 佐		○			S28.3.5				
3910080		亀浦	カメウラ	1	鳴門市	鳴門市	鳴 門 町	2	○			S28.3.5				
3910100		大潟	オオカタ	1	阿南市	阿南市	阿南中央		○	○		S26.8.21	H4.2.13			
3910110		小杭	コガイ	1	阿南市	阿南市	椿 泊		○	○		S28.3.5				
3910120		後戸	ウシロド	1	阿南市	阿南市	椿 泊		○	○		S28.3.5				
3910130		曲	マガリ	1	阿南市	阿南市	椿 泊		○	○		S28.3.5				
3910150		伊座利	イザリ	1	海部郡美波町	美波町	伊 座 利		○			S27.4.7	H2.10.30			
3910160		恵比須浜	エビスハマ	1	海部郡美波町	美波町	日和佐町		○	○		S31.7.6	S56.5.1			
3910170		出羽島	テハシマ	1	海部郡牟岐町(出羽島)	牟岐町	牟 岐 町		○			S27.7.29		離島		
3910180		竹ヶ島	タケガシマ	1	海部郡海陽町	海陽町	穴 喰					S27.7.29	S59.11.12			
3920010		粟田	アワタ	2	鳴門市	徳島県	北 灘		○			S27.4.7				
3920020		瀬戸	セト	2	鳴門市	徳島県	{北 泊 堂 浦	2	○			S29.7.12	S62.1.28			
3920025		土佐泊	トサドマリ	2	鳴門市	徳島県	新 鳴 門		○	○		S28.6.27				
3920030		粟津	アワヅ	2	鳴門市	徳島県	里 浦					S26.8.21	S46.4.24			
3920040		長原	ナガハラ	2	板野郡松茂町	徳島県	長 原			○		S28.3.5	S38.10.16			
3920050		今津	イマヅ	2	阿南市	徳島県	阿南中央		◎			S27.4.7	S62.1.28			
3920060		中林	ナカバヤシ	2	阿南市	徳島県	中 林		◎			S28.3.5				
3920070		椿泊	ツバキトマリ	2	阿南市	徳島県	{阿 南 泊 椿 泊	2	○			S28.3.5	H2.12.15			
3920080		由岐	ユキ	2	海部郡美波町	徳島県	{阿 部 岐 由 岐	2	○	○		S26.8.21	S43.9.30			
3920090		鞆奥	トモオク	2	海部郡海陽町	徳島県	鞆 浦		○			S28.6.27	H17.11.17			
3920100		穴喰	シクイ	2	海部郡海陽町	徳島県	穴 喰		○	○		S26.8.21	H17.11.17			
3930010		牟岐	ムキ	3	海部郡牟岐町	徳島県	{牟 岐 東 牟 岐 町	2	○	○		S26.8.21	S37.7.6			
3940010		伊島	イシマ	4	阿南市(伊島)	徳島県	伊 島		○			S28.5.28		離島		

(注)

1. 分区欄は、分区の指定がある漁港について本港を含めた当該漁港全体の分区数を表す。
2. 海岸保全区域欄は、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
3. 港則法適用欄は、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄は、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日、区域変更年月日の欄は、現在の漁港の区域となった告示年月日を表す。
6. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
7. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。